



イベント出品調査票&同意書

イベント出品する方すべてに関係する書類です。
名古屋市動物愛護センターへの提出書類も添付されていますので
必ず内容をご確認お願いいたします。

生体を販売する方

- イベント出品調査票
- 動物取扱業登録証（販売）のコピー
- 同意書

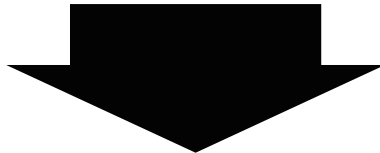
生体を展示する方

- イベント出品調査票
- 動物取扱業登録証（展示）のコピー

生体の販売・展示のない方

- イベント出品調査票

※メーカー様・えさ販売業者様・グッズ販売業者様・出版者様などもイベント出品調査表のみご提出いただきます。



上記の対象の書類をすべて揃えた上で、出品申し込みフォームにて添付をお願いいたします。

ご提出のない場合、出品をお断りする場合がございます。

※共同出品者の方も「出品調査票」は必ず提出してください。

また共同出品者の方も生体の販売・展示をする場合は「同意書」及び「動物取扱業登録証」を申し込みをする代表者が必ず添付してください。

出品者様への注意事項

ナゴヤレプタイルズワールドでは、特定動物・特定外来生物・左記の交雑個体・天然記念物の展示・販売は一切できません。会場内への持ち込みも禁止となります。

これらの動物を持ち込んだ事が発覚した場合、イベントの出品を今後お断りさせていただきます。

ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

ナゴヤレプタイルズワールド出品者事務局（テレビ愛知事業部内）

担当：池田 TEL：052（243）8600（電話受付／平日10：00～17：00）

■ 出品者のみなさまへ

「ナゴヤレプタイルズワールド」へのご参加に心より御礼申し上げます。
この出品調査票・同意書は、名古屋市動物愛護センターへ提出いたします。
各資料をご確認のうえ、指定された期日までに提出してください。

書類名	ページ番号	提出該当者
①イベント出品調査票	3	イベントに出品される方全員
②同意書	4	生体を販売する方
③動物取扱業登録証のコピー		生体を販売・展示する方

※生体を展示・販売されない方は、②③の書類は提出いただかなくても結構です。

◆動物取扱業登録証のコピー

動物取扱業登録証のコピーは、必ず開催毎に送っていただく事になっております。

期限と責任者を確認するためです。

事前確認が出来ないと、動物愛護センターからの指導で今後イベント自体の開催が出来なくなる可能性があります。

ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

■ 開催までのスケジュール

8/20 『イベント出品調査票』
『動物取扱業登録証』『同意書』
提出締め切り

- 生体を販売もしくは展示する出品者様は「動物取扱業登録証」のコピーも忘れずに申し込みフォームに添付してください。

**9月
中旬** 『搬入出マニュアル』
発送

- 搬入出方法に関する「搬入出マニュアル」の送付

9/21 受付を済ませた出品者から
搬入・設営開始

イベント出品調査票

名古屋市動物愛護センター 宛
ナゴヤレプタイルズワールド出品者事務局 宛

2018年 月 日

※生体を展示・販売しない方は、太枠のみご記入ください。

出品者名				
動物取扱業の登録	有 (有の場合は以下の枠内にもご記入ください)		・ 無	
登録について ※動物取扱業者は必須	事業所の名称		登録番号	
	事業所の住所			
	連絡先		有効期間の末日	平成 年 月 日
	種別	販売・保管・貸出 訓練・展示	動物取扱 責任者氏名	

出品内容

内容	販売・展示 (ふれあいの有無: 有 ・ 無) ※ふれあい有の場合は手指の洗浄・消毒方法を記載:
出品概要 ※動物取扱業者は 取扱動物の種類及び数量	
ケージについて (材質と個数)	プリンカップ (個) ・ プラケース (個) ・ アクリルケース (個) () (個) ・ () (個) ・ () (個)
転倒防止措置	(記載例: 机同士の脚をしばり、机上のプリンカップ積上げを3段までとする)
夜間の動物保管場所	ブース内保管・店舗持ち帰り・その他 ()
出品従事者人数	人

【お問い合わせ】 ナゴヤレプタイルズワールド出品者事務局 (テレビ愛知事業部内)
担当: 池田 TEL: 052(243)8600

本調査票提出後、変更等ございましたら、すみやかに事務局までご連絡ください。

同意書

2018年 月 日

生体を販売される出品者は必ず提出してください。
以下の注意事項とお願いを守り、同意書を提出していただいた方のみ生体を販売することができます。

ナゴヤレプタイルズワールドで生体を販売される方への注意事項とお願い

◆生体販売時の注意事項

生体を販売される際には生体販売説明書を必ずお客様に書いてもらってください。
用紙は皆さんが普段使っている生体販売書でかまいませんが、必ず「ナゴヤレプタイルズワールド」と販売店名の横に記載していただくか余白にナゴヤレプタイルズワールドのゴム印を押した用紙をお客様にお渡しください。
ゴム印は搬入日及び開催日の両日とも事務局に用意しますのでご使用ください。

◆お店の宣伝チラシを配る際の注意事項

生体を販売される方がお店の宣伝チラシを配る際には必ずお店の（店名）（動物取扱登録番号）（責任者氏名）が記載されたチラシを配ってください。
記載がないチラシは配る事ができませんのでご注意ください。

◆動物取扱業登録証のコピーを事務局へ提出してください。

◆お預かりした動物取扱業登録証コピーのパウチを主催者にて用意しますのでブースのお客様から見える位置に掲示してください。

◆ワシントン条約 I に該当する動物を展示販売する場合は、必ず登録票を提示してください。

ナゴヤレプタイルズワールドでは、特定動物・特定外来生物法に関わる種類及び、種の保存法に関わる種類に関しては一切の持込禁止です。

◆特定動物・特定外来生物・左記の交雑個体・天然記念物の展示・販売は一切できません。会場内への持ち込みも禁止となります。

◆生体を販売される出品者の方は「販売時における説明及び確認実施状況記録台帳」及び「動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳」を作成・記録し、5年間保管してください。

◆1日1回巡回して動物の数及び状態を確認する為に各ブースに伺いますのでご協力をお願いいたします。

清掃、消毒及び保守点検の実施状況についても確認、記録しますのでよろしくご協力いたします。

◆展示・販売生体を脱走させてしまうとイベントが中止になる恐れがあります。

展示・販売生体の管理には十分ご注意ください。（特に夜間）

ナゴヤレプタイルズワールド出品にあたり、以下の事項①②③④に同意します。

会社名・団体名

代表者氏名

印

- ①販売時には、法律で定められた情報を顧客に文書及び口頭で説明し、署名を受けます。
- ②販売動物には、法律で定められた情報を顧客から見やすい位置に文書により表示します。
- ③「販売時における説明及び確認実施状況記録台帳」及び「動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳」は、定められた様式で作成し、5年間保管します。
台帳は、ナゴヤレプタイルズワールド実行委員会事務局及び名古屋市動物愛護センターの求めに応じ提示します。
- ④密輸された生体の展示及び販売は一切いたしません。